

乳幼児等・こども医療費助成制度のご案内

乳幼児等・こども医療費助成制度について

新温泉町に住所を有し、健康保険に加入している０歳から高校生相当年齢までの方が医療機関等を受診した際の医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。

対象者

- ・ ０歳から高校生相当年齢（１８歳に達する日の属する年度末）までの方
※ただし、婚姻をしている方（事実婚を含む）、親権を有する方、保護者に扶養されていない方は助成対象外となります。
※保護者が新温泉町内に住所を有しており、就学のために児童生徒が新温泉町外に転出した場合（下宿・寮などに居住する場合）も助成対象となります。

一部負担金

入院・外来とも窓口一部負担金 ０円

助成対象とならないもの

- ・ 保険診療の対象とならない自費診療、予防接種料、健康診断料、診断書料、入院時の食事代、差額ベッド代、選定療養費等
 - ・ 学校、こども園等の管理下での災害や負傷等で災害共済制度の対象となるもの
- ※他の公費負担医療制度（自立支援医療・指定難病等）の対象となるものについては、乳幼児等・こども医療費受給者証は使用できません。他の公費負担医療制度で支払った一部負担金は、申請により助成されます。

医療費受給者証の申請に必要なもの

- ・ お子様の健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
- ・ 印鑑
- ・ 保護者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・ 転入された方は、保護者（又は扶養義務者）の所得課税証明書（※）も必要になります。

医療費受給者証の種類

- ・ ０歳から中学３年生の方 . . . 「乳幼児等医療費受給者証」
- ・ 高校生相当年齢の方 . . . 「こども医療費受給者証」

受給者証の有効期間及び更新について

受給者証の有効期間は、認定日又は７月１日から翌年６月３０日までの１年間です
ただし、小学３年生、中学３年生の方は受給者番号の変更があるため、３月３１日までとなります。

受給者証の更新は毎年６月に行います。町広報でお知らせします。

※転入された時期によっては、受給者証の更新時にも所得課税証明書の提出が必要になります。詳しくはお問合せください。